

社会福祉法人 聖家族の家 役員等の報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族の家（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事または監事のうち、週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 理事または監事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬 社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、年俸その他の業務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用 役員または評議員の業務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、宿泊費などの費用をいう。

2 前項第5号の報酬と第6号の費用とは、明確に区分して取り扱うものとする。

第2章 理事の報酬

(報酬を受ける理事)

第3条 理事のうち、この法人が報酬を支払う者は、次の各号の区分により、理事会において報酬支払い承認の決議を経た者をいう。

- (1) 常勤の理事（使用人（職員）が兼務する理事を含む。）
- (2) 非常勤の理事で、理事会の決議により特別な職務を遂行する理事

(報酬基準額)

第4条 この法人の常勤の理事の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 常勤の理事及び非常勤の理事に対する報酬基準額は、その職位に応じて、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」の通りとする。

(報酬額の決定)

第5条 前条の規定(報酬基準額)に基づいて、各理事に支払う報酬額は、評議員会が定める総額の範囲内で、理事会で審議し評議員会の決議による。

2 前項にかかわらず、常勤理事の報酬については、理事会で審議し評議員会の決議によって、業績その他の理由により、減額の措置をとることができる。

(報酬の支払時期)

第6条 理事に支払う月額報酬は、原則として使用人(職員)への支払時期と同一とする。ただし、第3条第2号の非常勤の理事については、当該理事と協議して決定する。

第3章 監事の報酬

(報酬を受ける監事)

第7条 監事のうち、この法人が報酬を支払う者は、次の各号の区分により、評議員会において報酬支払いの承認の決議を経た者をいう。

- (1) 公認会計士等の国家資格を有し、監査業務に関し専門的な見識を持つと認められるもの
- (2) 非常勤の監事で、定款第32条に定める事業報告及び決算書等の監査とともに、年間を通じて、この法人の監査業務に従事する者

(報酬基準額)

第8条 前条第1号の監事については、本人との協議に基づき、この法人の監査を全うするに必要とされる社会通念上妥当な金額とする。

2 監事の理事会又は評議員会への出席に係る対価として、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」による報酬を支払う。

(報酬の支払時期)

第9条 監事に対する報酬の支払時期については、監事と協議して決定する。

第4章 評議員の報酬

(評議員の報酬)

第10条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、評議員会に出席した者に対しては、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」による報酬を支払う。

2 前項の他、評議員会の決議により、特別な職務執行をした者に対しては、1事業年度につき150万円を超えない範囲内で、報酬を支払うことができる。

第5章 費用の支払い

(費用の支払い)

第11条 常勤の理事が業務を執行するにあたり発生する費用については、この法人の経理規程等の諸規程に従って支払うものとする。

2 非常勤の理事が業務を執行するについて発生する費用については、この法人の経理規程等の諸規程に従い、予め稟議決裁承認を得た上で、請求書又は領収書等の証憑を添えて、この法人の事務局に請求する。事務局においては、証憑等を確認の上、遅滞なく支払うものとする。

3 監事が業務を執行するにあたり発生する費用については、請求書又は領収書等の証憑を添えて、この法人の事務局に請求する。事務局においては、証憑等を確認の上、遅滞なく支払うものとする。

4 評議員が業務を執行するにあたり発生する費用については、第2項の非常勤の理事に準じて取り扱う。

(交通費)

第12条 役員及び評議員について、通勤の実態及び会議の出席に応じて交通費の実費を支給する。

第6章 雑則

(報酬等の日割計算)

第13条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、日割によって計算する。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第15条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月13日から施行する。

別表1 「役員等の会議出席に係る報酬」

理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 20,000円